

◇◇◇◇◇ 熊本健康アプリ 新シーズンスタート! ◇◇◇◇◇

3月4日(※)から新シーズンが始動します。18歳以上の人で、まだ参加していない人は、この機会に始めてみませんか。  
※2月末までのポイントはリセットされ、ゼロからのスタートになります。



●熊本健康アプリ「もっと健康!げんき!アップ くまもと」とは

歩くなど、日々の健康づくり活動を行うことでポイントが付与され、ポイントがたまると賞品の応募や協力店などで特典を受けることができるスマホアプリです。市民の健康増進や健康寿命の延伸を図ることを目的に、本市を含む県内複数の市町村で運営しています。アプリが使えない人は、健康記録票(紙)で参加することができます。



▲アプリの詳細

アプリの初期設定画面の市区町村は「天草市」を選択して登録してください。

ダウンロードはこちらから



▲Android ▲iPhone

※ Androidの場合は、事前に Google Fitとヘルスコネクトのインストール、連携などが必要です。

●天草市民はさらにお得!

来年2月までの獲得ポイントに応じて、デジタル地域通貨「天草のさりー」と交換できます。令和8年度の事業登録を必ずお願いします(毎年登録が必要です)。  
※交換額については、決定次第お知らせします。

登録期間 3月2日(※)~12月31日(※)

※昨シーズンより登録期間が短くなっていますので、早めに登録してください。

アプリ参加者 3月4日(※)以降にアプリ内のお知らせに配信している登録フォームから申請

※3月1日(※)から3日(※)までは、システムメンテナンスのためアプリが利用できません。

健康記録票参加者 3月2日(※)から各保健福祉センター、または各支所で申請

●令和7年度分のポイント交換方法

令和7年度の天草市健康ポイント事業に登録した人へ、ポイント交換を行います。

※登録は、2月28日(※)で終了しました。

アプリ参加者 獲得ポイントに応じて、「天草のさりー」を3月中に進呈します。

健康記録票参加者 1月下旬に、交換申請の案内を送付しています。内容を確認の上、期限内に申請してください。

●アプリ導入サポートコーナー開設

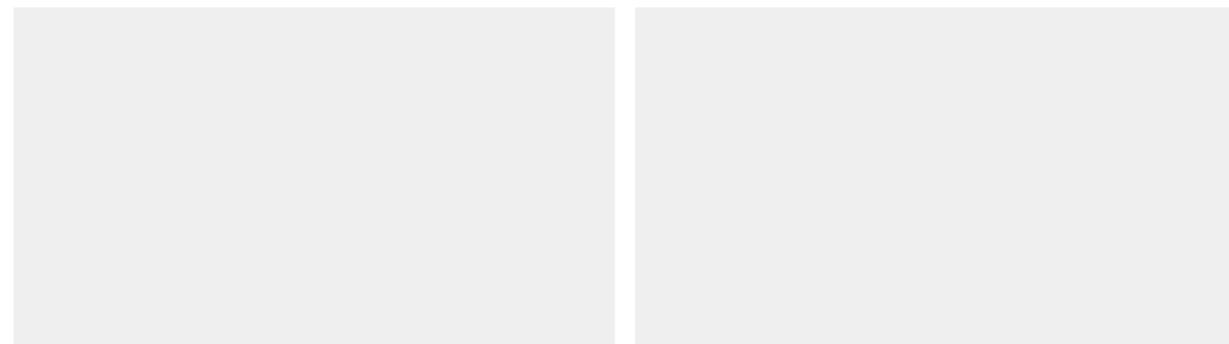
3月4日(※)~13日(※) 9:00~17:00  
(7日(※)・8日(※)は9:00~12:00)

場複合施設こころす

※混雑時はお待たせする場合があります。

☎天草中央保健福祉センター(複合施設こころす内)☎24-0620  
天草西保健福祉センター(河浦町)☎75-3301

広告



「こども誰でも通園制度」が始まります!

令和8年4月1日から、「こども誰でも通園制度」を開始します。

これは、保護者の就労状況や理由にかかわらず、時間単位で柔軟に保育所などに通わせることができる新たな通園制度です。

集団生活を通じてこどもの成長を応援するとともに、保護者が保育士や他の保護者とつながることで子育てに関しての学びの機会とするほか、育児への負担や不安の軽減を図ります。

制度などの詳細は、市ホームページで確認してください。



▲市ホームページ

☎子育て支援課☎27-5400

利用対象者 次の条件を全て満たすこども

- ・生後6カ月から3歳未満
- ・認可保育園や幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設に在籍していない

利用時間

こども1人あたり月10時間まで(利用は1時間単位)

※利用しなかった時間を翌月に繰り越すことはできません。

利用料金

基本料金 1時間当たり300円程度(利用する保育所などで異なります)

※その他、給食費やおやつ代、教材費などの実費が別途必要となる場合があります。

利用の流れ

01 認定申請

3月2日(※)以降、認定申請書(子育て支援課または各支所で配付、市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、子育て支援課または各支所に提出してください。認定後、認定証と「こども誰でも通園制度総合支援システム(以下、システム)」のアカウントを交付します。

02 システムへの情報登録

スマホ等からシステムにログインし、利用するこどもの情報などを登録します。

03 面談申込

利用したい保育所などを探し、初回面談の予約を行ってください。

04 初回面談

こどもの発育状況やアレルギーの有無、緊急連絡先などの確認を行います。

05 利用予約・利用開始

希望する日時を申し込み、予約した日時に利用します。※定員を超える場合は先着順

06 支払い

利用時間などに応じた利用料をお支払いください。※領収書はシステムで交付されます。

- ・利用時間の当日の変更はできません。また、直前のキャンセルは利用したものとみなされ、当月の利用時間から減算されます。
- ・直前にキャンセルした場合のキャンセル料や予約時間を超過した分の利用料については、運営規程などで事前にご確認ください。
- ・②③⑤の手続きにはパソコン、またはスマートフォンが必要です。機器を持っていない場合は子育て支援課、または保育所などにご相談ください。
- ・利用児童が慣れるまで親子で通園することもできます。詳細は、利用する保育所などへ直接お問い合わせください。

